

# 高知地方最低賃金審議会議事録

高知労働局

第53期 第1回

開催年月日 令和3年5月25日(火)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	
公益代表 5名	1	会長及び会長代理の選出について
労働者代表 5名	2	審議会運営規程の改正及び会議公開要綱について
使用者代表 5名	3	今後の審議会の運営について
	4	その他

次回本審開催予定日 令和3年6月25日

[開会] 午前10時00分

事務局 それではただ今から、第53期第1回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。

慣例によりまして、本審議会の会長が選出されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

はじめに、柳澤高知労働局長からご挨拶を申し上げます。

局長 皆さんおはようございます。

高知労働局長の柳澤でございます。

本日は、皆様方大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

平素から高知労働局の行政運営につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様方には、昨年度に引き続き、令和3年度の高知地方最低賃金審議会のご審議をいただくこととなります。

また、今年度から新たに労働者代表委員として大崎真広様に、高知地方最低賃金審議会委員をお願いしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、高知県内の景気動向でございますが、令和3年5月19日に日銀高知支店が発表しました「高知県金融経済概況」によりますと、『高知県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてはいるが、緩やかに持ち直す動きが続いている。』とされております。

また、『先行きについては、不確実性の高い状態が続くと考えられ、今後とも、新型コロナウイルス感染症の動向や、それが県内の企業収益、雇用、所得等に与える影響について注視していく必要がある。』とされています。

また、当局発表の直近の高知県内の雇用失業情勢につきましては、令和3年3月の有効求人倍率が1.09倍ということで、前月に比べ0.05ポイント上回り、4か月連続で1倍台となっていることから、県内の雇用失業情勢は、緩やかに持ち直している状況で、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、今後も注視する必要があるとしております。

最低賃金の引き上げに関しましては、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、『最低賃金の引き上げについては、中小企業等の厳しい状況を考慮しつつ、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すこれまでの方針を堅持する。』との方針が示されたところでございます。

今年の骨太方針につきましては、6月にまとめることとされております。新聞報道では、総理は『最低賃金の引き上げというのが格差是正に不可欠であること、より早期に全国平均1,000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組む。』と述べております。

おそらくこの方向性が骨太の方針に盛り込まれるとみられているところでございます。

こうした中、今年度の最低賃金をめぐる状況というのは、昨年を引き続き、厳しいものとなっておりますが、他方でワクチン接種等が進んで世界経済及び日本経済が回復してくることも無関係ではないということで、こちらのほうも動向を注視していく必要があるかと考えております。

しかし、昨年ありましたように金額提示の有無も含めまして、なかなか想定し難いという状況であることに間違いはございません。

このような、最低賃金にかかる状況を踏まえ、高知地方最低賃金審議会委員の皆様方には、今年度の高知県最低賃金及び特定最低賃金の改正につきましてご審議をいただくこととなり、ご苦勞をおかけすることもあるかと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会にあたり、事務局を代表しましてご挨拶させていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### [ 委員紹介 ]

事務局

次に、第53期の審議会委員のご紹介に移りたいと思います。

お手元の審議会資料1の「委員名簿」をご覧ください。

今回、新たに労働者代表委員として、大崎真広委員にお願いすることとなりましたので、ご紹介させていただきます。

新任の大崎委員よりご挨拶をお願いできますでしょうか。

大崎委員 初めまして。凸版印刷労働組合の大崎と申します。  
高知県で勤務しているのですが、名簿にありますとおり、エレ関東支部となっております。本社が関東にある関係で関東支部に所属しております。  
4月1日任命時は支部委員ということでしたが、5月より副支部長をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、再任されました委員をご紹介します。  
お手元の資料1「委員名簿」の順に読み上げることいたします。

#### 委員名簿の順に氏名読み上げ

事務局 続きまして、事務局も人事異動で一部職員が交代しておりますので、紹介させていただきます。  
お手元の資料2「事務局名簿」をご覧ください。  
順番にご挨拶申し上げます。

#### 職員挨拶

#### [ 会長及び会長代理の選出 ]

事務局 それでは、議事に移りたいと思います。  
1番目の議事である「会長及び会長代理の選出について」でございます。  
最低賃金法第24条の規程により、審議会には会長及び会長代理を置くこととされております。  
会長及び会長代理は公益委員のうちから、委員が選挙するとされております。  
会長と会長代理候補につきまして、ご推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

桂委員 私から推薦したいと思います。  
会長に近藤啓明委員、会長代理に大井方子委員を推薦します。

事務局 ただ今、桂委員から会長及び会長代理候補について、ご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

意見なし

事務局            それでは、ただ今ご推薦いただきました、近藤委員を会長に、大井委員を会長代理に選出するという事によろしいでしょうか。

異議なし

事務局            ありがとうございます。  
異議なしということでございますので、近藤委員に会長を、大井委員に会長代理をお願いしたいと思います。  
近藤委員、大井委員よろしいでしょうか。

近藤委員          はい。

大井委員          はい。

事務局            ありがとうございます。  
それでは、近藤会長に以後の進行をお願いすることとします。

会 長            会長に選出いただきました近藤です。  
コロナやオリンピックがどうなるかも不透明ですが、今年目安がどうなるか、出るかどうか、出たとしてもどのようなものか、その先の運営はどうなるかという状況で、先の見えないことがたくさんではありますが、この審議会の運営は滞りなく進行しますよう、努力していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

会 長            続きまして、会長代理の大井委員からご挨拶をお願いいたします。

大井委員          会長代理として、微力ながら審議の進行が滞りなくいきますようお手伝いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[ 審議概要の確認 ]

会 長            ありがとうございました。  
まず、今期の審議に入ります前に、第52期第13回本審の議事概要がお手元の資料3として入れてありますので、ご確認ください。

会 長            資料3の「審議概要」、いわゆる「議事要旨」について、何かご意見や補

足することはございませんか。

意見なし

会 長           この審議概要を了承いただいたものいたします。

[ 運営規程、公開要綱について ]

会 長           次に、本審議会の「運営規程」及び「高知地方最低賃金審議会会議公開要綱」につきまして審議をお願いします。

                  それでは、事務局から説明してください。

事務局           説明いたします。

                  資料4が「運営規程」、資料5が「公開要綱」でございますので、ご覧ください。

                  高知地方最低賃金審議会の運営規程につきましては、平成27年5月22日に議決をいただき施行しております。

                  公開要綱につきましても、平成23年4月13日に議決をいただき施行しております。

                  今期におきましても、この規程及び要綱に則って議事の運営等をお願いしたいと思いますが、資料4の「運営規程」について、この場でご審議をお願いしたい点がございます。

                  資料4の「運営規程」をご覧ください。こちらの裏面の第7条についてです。議事録及び議事要旨について定めているものが第7条でございますが、こちらの第1項によりますと、「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名すること」とされていますが、押印はもとより、署名についても、労働政策審議会においては既に「署名」自体が廃止されております。労働政策審議会との並びを取り、署名を廃止する取り扱いも可能であるとの報告を厚生労働省の関係部署から受けておりますので、この第7条第1項につきまして、条文から「署名」に係る箇所を削除して、「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」と変更し、議事録の内容につきましては、公益側、労働者側、使用者側の委員に確認のみをお願いすることとしてよろしいか、この場でご審議をお願いします。

会 長           ただ今の事務局説明について、何かご意見がございいますか。

西森委員       確認のみということですが、手続き的にはどうなるのですか。

議事録が送られてきて、誤字とかいくつか気になる点があるということで書き込んで戻して、確認したという事跡を決裁文書とかにつけると、これによって公益委員からは確認をとった、使用者側・労働者側委員から確認をとったということで、確認したという痕跡はどのように記録に残していくのですか。

事務局

まず、事務局のほうで議事録を作成します。

これまでは公労使各1名、議事録を確認していただく担当者を選んでいただいておりますので、郵送でお送りして内容を確認していただいて、署名を書いていただいて、またこちらに戻していただいております。

郵送でのやり取りをしていたのですが、今後の確認の方法としては、議事録を作成して、電子媒体でのやり取りに変更したいと考えております。

議事録を確認する担当委員の方に、これまで同様、ご確認いただいて、特に問題がなければ「問題がありません」というような電子メールで返していただくという方法や、電話での連絡をしていただく方法があるかと思います。

どのようなかたちで「確認いただいた」という事跡を残すのかということになると思いますが、色々な方法があると思いますので、それも含めて審議をしていただければと思います。

事務局の考えとしては、メールで返信いただくことを考えておりますが、いかがでしょうか。

西森委員

今の点で、私は結構専門部会のものは訂正して戻すのですが、その場合は電子メールとかでPDFそのものを書き込んでスキャンをして入れるのか、あるいはメール本文に書くとか、返し方はあるということは理解しましたがけれども、これは公文書になりますよね。

今後どういう風に保管して、どのように記録して残していくのか、公開するのか、といった意味で、文書の保管の仕方が非常に不明確な印象を受けました。

そのままでこの運用に変えていきますということだと、入口は決められけれども出口のところを決めてないままに進めるかたちになりかねないと思うのですが、そういった運用についてのたたき台を出していただくことはできるのですか。

事務局

労働政策審議会のほうで既に署名が廃止されているということで、本省のほうからもきておりますので、どういったかたちで確認をしているのか、本省に確認する時間をいただいてもよろしいでしょうか。

西森委員　ほかの委員の方が大丈夫であればかまいませんが、私としては、確認の方法と、それを記録として、公文書としてどのように保管するのか、保管・管理の運用と、公開に関してどうかたちでと当局が考えているのか、というあたりまでは知っておきたいと思います。

長瀧委員　普通だと一旦メールで送って修正して、最終案は今回のように次の審議会で議事概要を審議して了解ということになると思います。

ただ、今回は公開が絡んでくるので、どうなるか検討しないといけないという気がするのですが、特に何もなければメールで送って修正をして、最終案を次の審議会にかけて皆さんに、去年のように議事録として署名をいただくというやり方になるかと思うのですが、公開のものをどう扱うか、それをそのまま公開にするのかどうかというところについて、少し検討がいるのかなという気がします。

ですから、ほかのところも参考にしたいなという気はしますので、ほかの情報も確認していただけたらと思います。

会　長　　運営規程の改正自体は年度当初の会でないとできないということでもないですよ。

事務局　　はい。

会　長　　国での運用の在り方とかの情報を仕入れていただいて、次回の本審で議論するということでしょうか。

事務局　　はい。

会　長　　そういう流れでよろしいですか。

片山委員　質問を一ついいですか。

現行では議事録の署名人を二人指名してということでしたが、先程の確認というのは全員がするかたちになるのですか。

事務局　　従来は公労使各1名の署名担当の方をこの場で決めていただいておりました。従来どおり、確認する委員の代表ということで、この場で決めていただくことを考えておりました。

片山委員　公労使から各1名確認する委員を指名するということですか。

事務局            そうです。

局 長            従来からそういうかたちでしたが、今回の提案は、署名・押印の話だけで、指名についてはこれまでと同じということです。

片山委員         そうだと、この条文はどうなるのですか。

                  内容確認の部分について、今は、指名された委員二人が内容確認して署名するということになっておりますが、ここがどうなるかということです。

事務局            第7条第1項が「署名する」ということになっておりますので、そこを削除して、第1項の部分の「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」という部分はいいのですが、「議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名すること。」という部分を署名が必要ないということであれば、署名のところを削除して、たとえば「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」と変更をすることではどうでしょうか。

片山委員         二人が確認するのは変わらないんですよ。

事務局            はい。

片山委員         であれば、「二人が確認する」というような文言になるのではないのでしょうか。

市川委員         署名する行為はなくても確認する作業は残るので、そこが条文に書き込まれないといけないということを片山委員は言っているのですよね。

局 長            ここは「署名する」に代わって「確認する」というようなかたちになろうかと思いますが、ここは先ほどの質問とあわせて本省のほうにも確認をしたいと思います。

基準部長         今局長のほうからお話がありましたが、やり方が全く変わるということではなく、確認をした文書に署名・押印があるかというところを問題にしています。

                  先ほど西森委員から言われました保管につきましては、やり取りをしている文書は共有された時点、行政文書として作成した時点で行政文書となりますので、当然情報公開の開示請求の対象となり、規程の年数保管をすること



になります。

ただ、そのことと最低賃金審議会の議事録の公開とは全く別の話になりますので、保管につきましてはそのような形でこれまでどおり規程に従って保管はされていきます。

ですから、西森委員が筆を入れたのも当然残っているということになります。それが情報公開の対象にもなり得るということです。開示・不開示については、また別途判断することになります。

そういうことで、保管方法については一切変わりません。

西森委員      ファイリングのかたちとして、今の話ですと、私が手を入れた過去のものがあるはずですが、それが戻っていて、行政文書として綴られているという理解でよろしいですか。

基準部長      当然です。

西森委員      今も綴られていますか。

基準部長      はい。

西森委員      最後署名が入ったものも綴られているということで、一連の文書が残っているということですね。

基準部長      はい、そうなります。

西森委員      今回の委員とのメールのやり取りは、プリントアウトされて綴られるというかたちになるのですか。

基準部長      はい。今は実際のやり取りの中にどういうものが入るかわかりませんので大雑把に言っていますが、もちろん個人的な私用文書は除かれます。行政文書と判断されるものについてはすべて保存されることになり、途中で廃棄されることはありません。

西森委員      わかりました。ありがとうございます。

会 長      よろしいですか。

それでは、署名の件は次回審議ということで、いずれにしても今回の審議会の議事録は作成しますので、今は最終的に署名をして確認となっております。

すが、今期の確認の役割をされる委員を決めたいと思います。

公益側は、私が確認します。

労側と使側は、どなたに議事録の確認をお願いできるでしょうか。

市川委員 労働者側は私がします。

長瀧委員 今回は私が確認します。

会 長 今決めた確認者は今期ということで、運営規程の署名に係る記述が削除された場合でも、引き続き確認の役割を担っていただくということによろしいですか。

長瀧委員 それも含めて次回審議ということで理解しております。

会 長 では今回以降、署名が削除されるまでということになります。  
現在の運営規程の下で、確認をしていただくということによろしいですか。

異議なし

会 長 それでは、労側は市川委員、使側は長瀧委員にお願いします。

[ 運営小委員会の設置について ]

会 長 次に、議事の3(3)、「今後の審議会の運営について」です。

審議会運営規程第3条に、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされており、例年、今後の運営日程の調整については、運営小委員会を設けて協議しているところです。

昨年も、第1回審議会で、年度当初に当年度の審議会運営の基本的な事項を検討する運営小委員会を設けることの承認を受けています。

今年度につきましても運営小委員会を設けることとし、早速ではあります  
が、本日、本審議会終了後に引き続き開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 異議がないということですので、本日の審議会終了後、運営小委員会を開催いたします。

会 長 運営小委員会は、従来から公労使各側2名で構成しておりますので、公益は私と西森委員で担当したいと思います。

労使双方、それぞれ委員2名と代理委員1名を決めていただきたいと思います。

では、労側からお願いします。

市川委員 労側は私、市川と白木委員で、代理が程岡委員でお願いします。

会 長 使側、お願いします。

長瀧委員 使側は私、長瀧と片山委員で、代理が白山委員でお願いします。

会 長 了解いたしました。

なお、公益の運営委員会の代理は大井委員にお願いします。

ただ今選出された方々は、会議終了後、引き続き出席をお願いします。

なお、運営小委員会につきましては、事業場視察の対象の事業場名等具体的な団体や、個人の名前が出てくる可能性がありますので、非公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、運営小委員会は非公開とします。

[今後の審議日程について]

会 長 続きまして、高知県最低賃金の今後の審議日程についてですが、資料6として令和2年度の審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況を添付しておりますので、ご覧ください。

令和2年度に開催した審議日程をベースに、本日審議会終了後開催する運営小委員会で、今後の審議日程を調整することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 そのようにいたします。

今後の審議日程について事務局から何か意見があれば説明をお願いします。

事務局 参考までにですが、令和2年度においては最低賃金改定審議が結審した日が8月7日金曜日でした。

今年度の結審に向けた具体的な日程につきましては、このあとに開催される運営小委員会でご審議していただくこととなりますが、今年はオリンピックの関係で8月は非常に休みが多くなっております。また、お盆休みなどを考慮しますと、結審の日程の目安として、運営小委員会でご議論いただくことになろうかと思いますが、8月5日木曜日を目途に、効力発生日を10月1日となるようにご審議をお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

会 長 10月1日の発効を目途として、8月5日の結審を目指すということですが、仮に8月6日の結審であると、効力発生日は10月2日になるということです。

ただ今の事務局からの意見も参考としながら、今後の審議日程の調整を事務局にお願いしたいと思いますが、ご意見などございますか。

意見なし

会 長 それでは、事務局にはそのような調整をお願いします。

[ 次回の審議日程について ]

会 長 次に、次回の第2回審議会において、高知労働局長からの高知県最低賃金改正決定についての諮問が行われる予定になっております。

昨年の諮問は7月2日でしたが、事務局での日程調整はどのようになっていますか。

事務局 ご報告いたします。

皆様のご都合をあらかじめ確認したところ、6月25日金曜日の午前中ですと、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たすこととなります。

よって、次回の第2回審議会は6月25日金曜日午前10時からということで、後日、正式な開催案内を通知させていただきたいと思っております。

なお、各側委員2名以上の出席と委員総勢10名以上の出席に至りませんと、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておらず、議事を開くことができませんので、くれぐれもスケジュールの確保について、万全のご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。



会 長           ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

[ ホームページ公開 ]

会 長           特にないようですので、次に2点目として、審議会資料等のホームページ公開の件です。

別冊資料2をご覧ください。

この件について事務局から説明願います。

事務局          本日ご承認いただいた第5 2期第1 3回審議会の議事次第と議事要旨については、掲載が遅くなりました第7回～第1 2回までの議事次第と議事要旨と併せ、別冊資料2の案のとおり、ホームページに掲載することとさせていただきますと思います。

ホームページに掲載ができましたら、連絡をさせていただきます。

以上でございます。

会 長           ただ今の説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

会 長           異議がないようですので、それでは別冊資料2のとおり、ホームページに公開することとしますので、事務局で対応をお願いします。

会 長           次に次回の第5 3期第2回審議会についてですが、特に非公開とする必要はないと考えますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長           では、公開するというので、事務局で対応をお願いします。

[ 高知県労働組合連合会からの要請について ]

会 長           次に、3点目として、別冊資料3の高知県労働組合連合会からの要請についてです。

この件について、事務局からご説明ください。

事務局          別冊資料3をご覧ください。

令和3年5月17日付で「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請」と題する要請があり、併せて同日、陳情もお受けしましたので、ご報告いたします。

なお、要請事項につきましては、補足意見などをお受けしながら回答させていただきました。

また、本要請書につきましては、審議会の場で公労使の委員に報告する旨回答しております。

なお、本会議終了後11時より運営小委員会を開催することとなっておりますので、本要請に対してご意見・ご質問・ご要望等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

以上でございます。

会 長           では、ご意見・ご質問・ご要望がありましたら、事務局までお願いします。事務局のただ今の説明で何かご意見はございますか。

西森委員       局長名が違っているのではないのでしょうか。

事務局           はい。先日、県労連の書記長が来局され、訂正した要請書をお持ちいただきましたので、差し替えの上、当局で保管しております。

                  今回、資料作成後にお持ちいただいたため、差し替えが間に合わず、申しわけございません。

西森委員       わかりました。ありがとうございました。

会 長           ほかにはございませんか。

意見なし

会 長           以上をもちまして、本日本日予定された議事次第の審議はすべて終了いたしました。

                  第53期第1回高知県地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

[閉会] 午前10時50分